**大阪市工業用水道特定運営事業等**

**守秘義務の遵守に関する誓約書（令和２年６月）**

令和２年　　月　　日

大阪市工業用水道事業管理者　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者の氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

当社は、今般、大阪市（以下「市」といいます。）から、令和２年４月15日付で実施方針等の公表がありました大阪市工業用水道特定運営事業等に係る事業者選定（以下「本公募」といいます。）において、大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」といいます。）への参画に係る検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書及び関心表明書兼開示資料貸与申込書を提出した者を対象に、市から開示される資料及び市の配水管情報を管理している管路情報管理システムの閲覧等により得た情報（以下「開示資料」といいます。）の貸与を受けることを希望します。開示資料の貸与を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ開示資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために開示資料を利用しません。

２　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、下記アからウの者（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、開示資料の全部又は一部を提供した場合、その旨を『大阪市工業用水道特定運営事業等第二次被開示者への資料提供通知書（令和２年６月）』（様式３）により市に対して通知します。

ア　民間事業者が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等

イ　コンソーシアムを組むことを検討している構成企業予定者及びその他本事業実施に伴い、協力を仰ぐ可能性のある企業

ウ　本事業の提案に関与する関連企業（出資を受けている親会社等）

３　当社は、自らの責任において、第二次被開示者に対し、本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、開示資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し提供しません。

第３条（善管注意義務）

当社は、開示資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本公募に関する提案書類の提出に至らなかった場合又は優先交渉権者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第５条（損害賠償義務）

本書に違反する行為により秘密が漏えいした場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

第６条（書類の破棄）

１　開示資料は、提案書類の提出に至らなかった場合又は優先交渉権者として選定されなかった場合、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して開示資料の全部又は一部を提供していたときは、当該第二次被開示者をして、提供を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。

２　法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により開示資料の情報を保持することが義務付けられていることにより、前項の規定により開示資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

３　当社及び第二次被開示者が、前２項の規定に基づき開示資料を破棄したときは、当社が代表して、市に対し、その旨速やかに『大阪市工業用水道特定運営事業等貸与を受けた開示資料の破棄報告書（令和２年６月）』（様式４）により報告します。

第７条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本公募の実施方針等の定めるところによることとします。

以 上